

一般社団法人日本マイクロレデンシャル機構 会員規約

第1章 総則

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人日本マイクロレデンシャル機構（以下「当機構」という。）の会員組織の運営に関し、必要な事項を定めることにより、当機構の活動の円滑な実施と、会員相互の協力によるマイクロレデンシャルの健全な普及・発展に資することを目的とする。

第2条（本規約の適用）

本規約は、当機構の会員（以下「会員」という。）全てに適用されるものとする。

第3条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)マイクロレデンシャル：学位より小さな区分ごとに学習し、その成果を認証する制度
- (2)会員：第5条に基づき当機構に入会を認められた法人、団体、または個人
- (3)理事会：当機構の運営及び事業執行機関

第2章 会員種別及び入会

第4条（会員種別）

当機構の会員は、次の各号に定める種別とする。

1. 会員A：本法人の目的に賛同し、目的達成に協力する、非営利の法人又は団体が設置し、又は運営する大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等その他理事会が適当と認める教育機関。当機構の社員総会における議決権を有する（社員）。
2. 会員B：本法人の目的に賛同し、目的達成に協力する、営利法人が設置又は運営する教育事業者、研修事業者、教育サービス事業者その他の企業・団体等。当機構の社員総会における議決権を有する（社員）。

3. 会員 C：本法人の目的に賛同し、目的達成に協力するマイクロクレデンシャル発行の必要を有する非営利団体、学術団体等。当機構の社員総会における議決権を有する（社員）。
4. 連携会員：本法人の目的に賛同し、目的達成に協力する非営利団体、学術団体等。マイクロクレデンシャルの発行の必要を有しない。社員総会における議決権は有しない。
5. 個人会員：マイクロクレデンシャルの日本国内における普及活動に参加する個人。社員総会における議決権は有しない。

会員種別の判定は、申込者の法人格、設置主体、運営主体、事業目的、剰余金の帰属、教育事業の実態並びに消費税法その他関係法令上の課税事業者又は免税事業者としての取扱いその他の税務上の区分を総合的に勘案し、理事会が決定する。

第5条（入会）

1. 当機構に入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、当機構が定める様式に従い、入会申込書を当機構に提出するものとする。この際、入会を希望する会員種別を明記しなければならない。
2. 入会の承認は、所定の「入会申込書」に基づき理事会が行う。
3. 社員の入会は、理事会の承認後、第7条に定める年会費を納入した時点をもって、当機構の会員となる。
4. 社員以外の入会は、理事会が承認した時点をもって、当機構の会員となる。

第6条（入会の不承認）

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合、入会を承認しないことができる。また、その理由を開示する義務を負わない。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 過去に本規約の違反等により除名処分を受けたことがある場合
- (3) 当機構の目的に反するおそれがあると認められる場合
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力と認められる場合
- (5) その他、当機構が会員として不適当と認める相当の理由がある場合

第3章 会費

第7条（会費）

1. 会員は、当機構の定める年会費を、当機構が指定する期日までに納入しなければならない。
2. 年会費の額は、理事会の決議により別に定める。
3. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第8条（会費の滞納）

会員が正当な理由なく年会費を1年以上滞納した場合、当機構は当該会員に対し、書面または電磁的方法により催告を行うことができる。催告後もなお支払いがない場合、第13条（除名）の適用対象となることがある。

第4章 会員の権利及び義務

第9条（会員の権利）

会員は、種別に応じて、次の各号に定める権利を有する。

1. 会員 A・会員 B・会員 C

- (1) 総会の議決（社員総会における議決権を含む）
- (2) 委員会活動への参加
- (3) マイクロレデンシャル承認審査
- (4) 当機構主催イベントへの参加
- (5) 当機構主催事業への参加
- (6) 広報利用（共催・後援名義取得、自社・団体イベント通知）
- (7) 日本マイクロレデンシャル機構からのお知らせの受領

2. 連携会員

- (1) 総会の参加
- (2) 委員会活動への参加

- (3) 当機構主催イベントへの参加
- (4) 当機構主催事業への参加
- (5) 広報利用（共催・後援名義取得、自社・団体イベント通知）
- (6) 日本マイクロレデンシャル機構からのお知らせの受領

3. 個人会員

- (1) 当機構主催イベントへの参加
- (2) 当機構主催事業への参加
- (3) 広報利用（共催・後援名義取得、自社・団体イベント通知）
- (4) 日本マイクロレデンシャル機構からのお知らせの受領

第10条（会員の義務）

会員は、次の各号に定める義務を負う。

- (1) 本規約及び当機構が別に定める規定を遵守すること
- (2) 当機構の目的に沿った活動を推進し、当機構の円滑な運営に協力すること
- (3) 会員登録情報に変更が生じた場合、速やかに当機構に届け出ること

第11条（秘密保持）

会員は、当機構の活動を通じて知り得た他の会員及び当機構の技術上又は業務上の秘密情報（非公開情報、ノウハウ等を含む）を、退会後も含め、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令に基づき開示が義務付けられる場合はこの限りではない。

第5章 退会及び除名

第12条（退会）

- 1. 会員は、当機構が定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。
- 2. 退会は、当機構が退会届を受理した日をもって成立する。

第13条（除名）

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約または当機構の定款に違反した場合
- (2) 当機構の信用を傷つけ、または当機構の目的に反する行為をした場合
- (3) 支払停止または支払不能となった場合
- (4) 第6条に定める入会の不承認事由に該当する事実が判明した場合
- (5) その他、会員としてあるまじき行為があったと認められる場合

2. 除名に際しては、理事会は当該会員に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。

第14条（会員資格の喪失）

会員は、前二条のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 法人または団体が解散したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人となったとき
- (3) 会員が当機構の社員の資格を喪失したとき

第15条（会員資格喪失後の措置）

会員がその資格を喪失した場合、当機構に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務がある場合は、これを免れることはできない。

第6章 雑則

第16条（規約の改定）

1. 本規約は、理事会の決議により改定することができる。
2. 本規約を改定した場合、当機構は速やかにその内容を会員に通知または公表する。

第17条（細則）

本規約に定めるもののほか、当機構の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める細則によるものとする。

第 18 条（準拠法及び管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に起因し、または関連する一切の紛争については、当機構の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2026 年 4 月 18 日から施行する。